

家族信託での 財産管理

予約優先
受講料無料

～遺言・成年後見との違いとは？～

信頼できる「家族」に資産を「託す」

以下のような方におすすめのセミナーです！！

- 今は元気だけど老後の資産管理が不安
- 子さらには孫への相続のことも心配・・・
- 近い将来親名義の実家を売却したいが・・・
- 将来は子どもにマンション・アパートを引き継ぎたい

日程

6月20日(水)

14:00～16:30(受付13:30)

第1部 14:00～15:30

家族信託での財産管理
講師:樋口 聡(司法書士)

第2部 15:40～16:10

生命保険信託の活用事例
講師:藤原悠貴
(プルデンシャル生命保険(株)神戸支社)

場所

ビッグ・アイ小研修室5



当事務所
にて

泉北高速鉄道泉ヶ丘駅より 徒歩5分

6月27日(水)

個別相談会開催

- ①10時～ ②11時～ ③13時～
④14時～ ⑤15時～



司法書士法人大阪泉北合同事務所

〒594-0031

大阪府和泉市伏屋町3丁目7番34号泉北第2ビル5階

<http://www.osakasenboku-shihou.jp>

主催
問合せ先

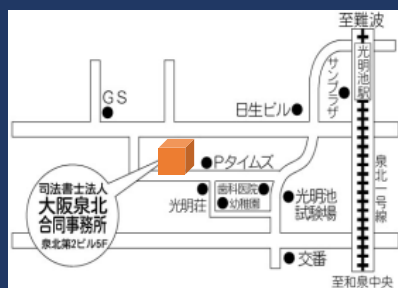
TEL0725-57-6025

大阪泉北合同事務所

検索

13時30分	受付開始	
14時00分 ┆ 15時30分	第1部 「家族信託での財産管理」 今注目の家族信託！！ 遺言・成年後見との違いや利用の仕方を事例 を使って分かりやすく説明します	講師 司法書士法人 大阪泉北合同事務所 代表社員 樋口 聡 
15時40分 ┆ 16時10分	第2部 「生命保険信託の活用事例」 生命保険と信託による遺留分対策を事例を 使って分かりやすく説明します	講師 プルデンシャル生命保険(株) 神戸支社 藤原 悠貴 
16時30分 まで	質疑応答	

事務所案内図

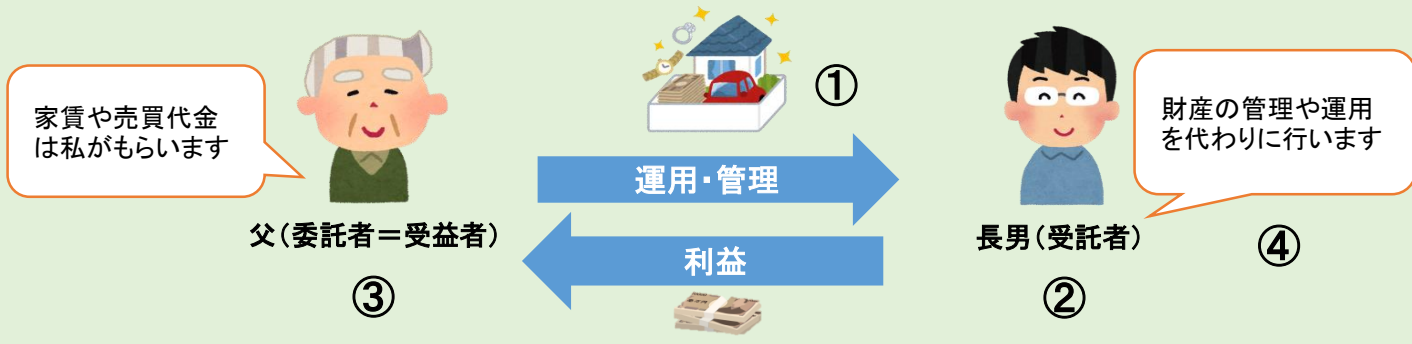


6/27【水】
無料個別相談会
 当事務所にて開催
 お気軽に
 お申し付け下さい！！

～家族信託とは？～



- ①自身(＝委託者)の財産を
- ②信頼できる人(＝受託者)に託し
- ③家賃等の利益を得る人(＝受益者)のために
- ④特定の目的に従って、管理・処分してもらう
財産管理の手法です。



参加申込書(下記記載のうえ、FAXにてお申込み下さい) **予約優先**

ふりがな	電話番号	参加人数
氏名		名

司法書士法人大阪泉北合同事務所 **FAX:0725-57-6026**

▼ お電話・メールでのお申込の方はこちら ▼

☎0725-57-6025

✉office@osakasenboku-shihou.jp